

旭川市社会福祉審議会会議内容報告書
令和6年度第2回高齢者福祉専門分科会

開催日時 令和6年8月29日（木）
午後6時30分～午後7時45分
開催場所 総合庁舎7階 多目的室

会議の名称	令和6年度第2回高齢者福祉専門分科会
出席者	委員： 大森委員，加藤委員，澤田委員，高森委員，滝山委員，中川委員，松林委員，山田委員（8名） 事務局： 高田保険制度担当部長 〈長寿社会課〉宮川課長 〈長寿社会課地域包括ケア推進係〉田村課長補佐，上出主査，工藤，菅野 〈長寿社会課地域支援係〉星係長，上島主査
傍聴者数等	0人（公開）
議事の内容 審議事項第1号 審議事項第2号 報告事項第1号 報告事項第2号	指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者の募集について 第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における認知症対応型共同生活介護の整備について 認知症施策の推進について 旭川市ケアマネジメント基本方針の見直しに向けた検討について
審議内容及び主な意見等 (開会) (議事開始) 報告事項第1号 審議事項第2号	・事務局から，議題，資料についての説明を行い，議事の進行を会長に依頼した。 ・会長から，本日の出席委員が11名中8名となっており，専門分科会の定足数である過半数に達していることから，会議を開会する旨を宣言した。 ・会長から，会議録確認委員について，加藤委員を指名した。 ・事務局より，議事の順番について，認知症施策に関する議事として，報告事項第1号と審議事項第2号を続けて説明し，合わせて意見・質問を受けることを説明した。 事務局から，報告事項第1号「認知症施策の推進について」，審議事項第2号「第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における認知症対応型共同生活介護の整備について」を資料に基づき説明。 〔会 長〕 報告事項第1号及び審議事項第2号について，意見，質問があれば発言いただきたい。 〔A委員〕 令和5年度に選定した2事業者が辞退した理由を伺いたい。 〔事務局〕 2事業所のうち，1事業所は選定後に建築基準法上の規定により事業者側が実施困難と判断したことによる。1事業所は建築費の高騰などにより，経営等を総合的に勘案して実施困難と判断したことによる。 〔B委員〕 定員見込数が思ったよりも減少した理由について，認知機能が低下する人が減っているのか，それともグループホームでは対応が難しく，別の施設に入居しているのか。先ほどのアンケートでは，住宅で過ごされている方が多いのかなと思ったが，この割合をそのまま反映して解釈したら良いのか，グループホームに入居する方からはアンケートをあまり回収できなかったということなのか，その辺りの情報や解釈があれば教えていただきたい。

	〔事務局〕 先ほどのアンケートは無作為で抽出しているわけではなく、地域包括支援センターの職員が回答していただける認知症の方を選定しているため、必ずしも市内の認知症の方の実態に即していない部分がある。アンケート結果にある割合については、施設整備とは全く異なるものと御理解いただけるとよろしいかと思う。 〔B 委員〕 そうすると、認知機能の低下が起こらなかったことによるのか、それともグループホームでは対応できないのか、要は良い要因で定員見込数が減ってきたのか、それとも悪い要因で減ってきたのかというところはわからないということか。 〔事務局〕 推測としては、グループホームに入居される方に医療と介護の両方のニーズがある方が増えており、グループホームだけで生活することが難しい場合があると思われること、有料老人ホームで暮らす方が増えていることなどが考えられる。委員の皆さんからも情報や意見をうかがえると有難い。 〔会 長〕 今年夏頃の道新の記事で、2025年に認知症の方は600万人になると予想していたのが400万人に留まったという報道があった。その理由としては、生活習慣病の管理が良くなったことが一番。認知症のタイプは様々であるが、生活習慣病の治療をしっかりとすることによって小さな梗塞などを防ぐことができたのだろうとの内容だった。10年、20年前に比べて、80歳代、90歳代で元気な方ははるかに多くなっており、高齢者の割合は増えるため認知症の人数は簡単には減らないと思うが、急激に増えるような状況にはないのかと思う。 〔C 委員〕 策定後に辞退した2事業所にペナルティはないのか。また、1,416床の範囲内で整備することとしたと書いてあるが、2事業所の辞退によって1,416床にはならないのではないか。その辺りを教えてほしい。 〔事務局〕 ペナルティについては、昨年度の選定要領において定めており、理由によっては、一定期間、旭川市の高齢者福祉施設の募集に応募できないという文言があるが、今回の公募に応募した段階から工事を始めるまでの期間で物価の上昇が大きく、施設整備に要する金額が変わっていることが確認できたため、とくにペナルティは考えていない。また、9期計画における整備数については、1,416床を維持する計画であったところ、辞退と廃止により54床下回ってしまったため、1,416床を上限とし、その範囲内で必要に応じて整備できるような文言に変更することについて御審議いただきたいというものである。 〔会 長〕 他になれば、報告事項第1号については報告を受けたこととし、審議事項第2号については事務局提案内容で了承したということではよろしいか。 (一同了承)
審議事項第1号	事務局から、審議事項第1号「指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者の募集について」を資料に基づき説明。 〔会 長〕 審議事項第1号について、意見、質問があれば発言いただきたい。

	〔A 委員〕 25 ページの採点表の「経営状況や資金計画に問題はないか」という項目について、先ほどのグループホームの案件でも物価高騰等により計画を断念したという話があった。評価の判断例ということで「経営状況に問題がなく、かつ借り入れ予定がない又は…」と記載されているが、借り入れ予定がないということで配点が高くなるというのが本当に良いのか。というのは、例えば計画後に物価高騰等によって余計に費用を要する状況になった場合にやむを得ず借り入れをすることもあり得るかと思うが、考え方によっては借り入れできるだけの事業所の方がむしろ物価高騰に対してもしっかり対応できるというふうに考えられるかと思う。その辺りを伺いたい。 〔事務局〕 「経営状況や資金計画に問題はないか」の評価の判断例については、採点者の基準を合わせていくために、より適切な評価の判断例を事務局で検討したい。 〔会 長〕 罰則規定はないのか。 〔事務局〕 指定候補者として選定された後に辞退した場合、その理由によっては、一定期間、本市における高齢者福祉施設の募集に対し応募することを禁止することがあることとしている。 〔会 長〕 勤務形態一覧表について、職員の名前を書いたものを出すことになっているが、まだ建物も完成しない段階で出さなければならないのか。 〔事務局〕 新規事業所の場合、そもそも選定時は施設の建設前であり、これはあくまで人員配置の計画を記載するものであるため、「訪問介護員 A さん、B さん」等の記載でも良いこととしている。 〔会 長〕 実際に事業開始したときに人員が満たない場合もあるのではないかと。 〔事務局〕 指導監査課で指定申請をした際に再度審査があるため、もしも基準を満たしていない状況があれば指定を受けられないこととなる。あくまで当該資料で確認するのは、人員配置の基準を理解しているかという部分である。 〔会 長〕 他になければ、審議事項第 1 号について事務局提案内容で了承したということによろしいか。
報告事項第 2 号	事務局から、報告事項第 2 号「旭川市ケアマネジメント基本方針の見直しに向けた検討について」を資料に基づき説明。 〔会 長〕 報告事項第 2 号について、意見、質問があれば発言いただきたい。 〔B 委員〕 見直しの時期について、いつ頃を目指しているのか教えてほしい。 〔事務局〕 7～9 月に数回に分けて居宅介護支援事業所等連絡協議会、地域包括支援センターと

	協議を重ねており、その進行状況によっては、来年度を待たずに実施したいと考えている。 〔D委員〕 期間設定の部分を見直しの対象として、市はどのような内容を提案しているのか、差し支えなければ教えていただきたい。 〔事務局〕 まず、居宅介護支援事業所等連絡協議会及び地域包括支援センターと旭川市ケアマネジメント基本方針に係る意見交換を行い、当面の課題として、期間設定を検討することとした。併せて、実態などを聴取し、現行6か月を12か月とすることを基本として、新規の場合の扱いや12か月とする場合の中間での評価の必要性等を協議しているところである。 〔会 長〕 他になければ、報告事項第3号については、報告を受けたこととする。
その他 (閉会)	・事務局から、審議事項第1号「指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者の募集について」の資料の回収、令和6年度第3回の開催は11月頃に予定している旨を説明。 〔会 長〕 本日の分科会は、これをもって終了する。